

軍学共同反対
—大学と学問の危機に抗して—

日本学術会議における審議経過

小森田 秋夫
(神奈川大学)

日本学術会議は
どのように審議したか？

2016.5.20 幹事会、「安全保障と学術に関する検討委員会」
（委員15名）を設置

2016.6.24 第1回会議 役員の選出（杉田敦委員長）

2016.7.28 第2回会議 論点整理

2016.8.24 第3回会議 ～ 2016.12.16 第7回会議
委員および参考人による意見表明・質疑

11.18 第6回会議

＊安全保障技術研究推進制度について（防衛装備庁）

＊防衛省資金の問題点について（池内了氏）

→ 12.22 防衛装備庁「お知らせ」

(お知らせ)

28.12.22
防衛装備庁

安全保障技術研究推進制度の運営について

日本学術会議「安全保障と学術に関する検討委員会（第23期・第6回）（平成28年11月18日）」における当庁の説明に対する質疑を踏まえ、平成29年度の安全保障技術研究推進制度に係る公募要領、契約書及び委託契約事務処理要領において、次の点を明記することとしましたので、お知らせします。なお、併せて当庁ホームページにおいても公表します。

1. 受託者による研究成果の公表を制限することはない。
2. 特定秘密を始めとする秘密を受託者に提供することはない。
3. 研究成果を特定秘密を始めとする秘密に指定することはない。

(以上)

- 2017.1.16 第8回会議
委員長メモに対する各委員のコメントを踏まえた「中間とりまとめ」案の審議
- 2017.2. 4 第9回会議および学術フォーラム
- 2017.2.15 第10回会議
「中間とりまとめ」の採択
- 2017.3. 7 第11回会議 「声明」案・「報告」案の決定
「中間とりまとめ」→「報告」
「中間とりまとめ」のエッセンス→「声明」
- 2017.3.23 査読委員による査読を踏まえた検討委員会最終案の確定
- 2017.3.24 幹事会による「声明」のほぼ原案どおりの採択
- 2017.4.13 幹事会による「報告」の採択（予定）
- 2017.4.14 総会における検討委員会審議報告（予定）

- ①会議を公開した（学術会議の一般原則）だけではなく、詳細な議事録、配布資料（学術会議内外からの意見、新聞記事等を含む）をウェブサイトにおいて公表した。
- ②検討委員会設置の前にも後にも、総会・部会でも審議した。
2015.8 第一部部会、2015.10 総会、2016.4 総会・各部部会
2016.8 各部部会 2016.10 総会
- ③審議の実質はすべて検討委員会委員によって担われ、事務局（内閣府）は技術的サポートを行なったにとどまる。ただし、特別に委嘱された学術調査員が、アメリカにおける動向の調査を中心に有益な役割をはたした。
- ④検討委員会設置の段階では、文字どおり、先取りされた結論はいっさい存在せず、意思表示の形式や決定機関を含め、すべてが審議の結果次第だった。

「2017年声明」の検討

「軍事的安全保障研究に関する声明」の構成

- (1) 1950年声明、1967年声明の「継承」とその視点
- (2) 「軍事的安全保障研究」の基本的問題点
- (3) 「安全保障技術研究推進制度」の問題点と民生分野の研究資金の充実の必要性
- (4) 大学等の研究機関による審査制度の設置、学協会等によるガイドライン等の設定の必要性
- (5) 科学者コミュニティが社会と共に真摯な議論を続けて行く必要性、日本学術会議の役割

＊「声明」と審議のまとめを行なった「報告」とは一体

日本学術会議が1949年に創設され、1950年に「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」旨の声明を、また1967年には同じ文言を含む「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を発した背景には、科学者コミュニティの戦争協力への反省と、再び同様の事態が生じることへの懸念があった。近年、再び学術と軍事が接近しつつある中、われわれは、大学等の研究機関における軍事的安全保障研究、すなわち、軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる研究が、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあることをここに確認し、上記2つの声明を継承する。

①「堅持」か「継承」か？

＊「継承」は、問題が今につながっている、という含意をよりはっきりさせるもの。つまり、「近年、再び学術と軍事が接近しつつある」という今日の現実を踏まえた発展的

継承。←→ 両声明時からの状況の変化についての異なる見解

- ・ 自衛隊は国民から支持されており、自衛のための装備開発は認められる
- ・ 戦前と異なり、今の日本は民主的

②憲法9条（戦争の放棄）と憲法23条（学問の自由）

＊科学者コミュニティに固有の視点として重視すべきなのは、歴史的経験を踏まえた、「学問の自由及び学術の健全な発展」と「軍事的安全保障研究」との緊張関係に対する自覚。

＊9条をめぐる状況認識と評価は重要な問題であるが、それについての判断から「軍事的安全保障」に対する態度が自動的に導かれるわけでは必ずしもない。

③「軍事的安全保障研究」という新しい概念

＝「軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる研究」

＊「軍事」「軍事研究」という表現を使うべきではない
という意見に対する応答として、問題を直視するために「軍事」とはっきり言う。

＊「人間の安全保障」など「安全保障」概念の多義性に対して、意味を限定。

⇒ いわゆる「軍事研究」と同義と考えてよい

科学者コミュニティが追求すべきは、何よりも学術の健全な発展であり、それを通じて社会からの負託に応えることである。学術研究がとりわけ政治権力によって制約されたり動員されたりすることがあるという歴史的な経験をふまえて、研究の自主性・自律性、そして特に研究成果の公開性が担保されなければならない。しかるに、軍事的安全保障研究では、研究の期間内及び期間後に、研究の方向性や秘密性の保持をめぐって、政府による研究者の活動への介入が強まる懸念がある。

①「軍事的安全保障研究」とは何を指すか？

ア) 軍事利用を直接に研究目的とする研究

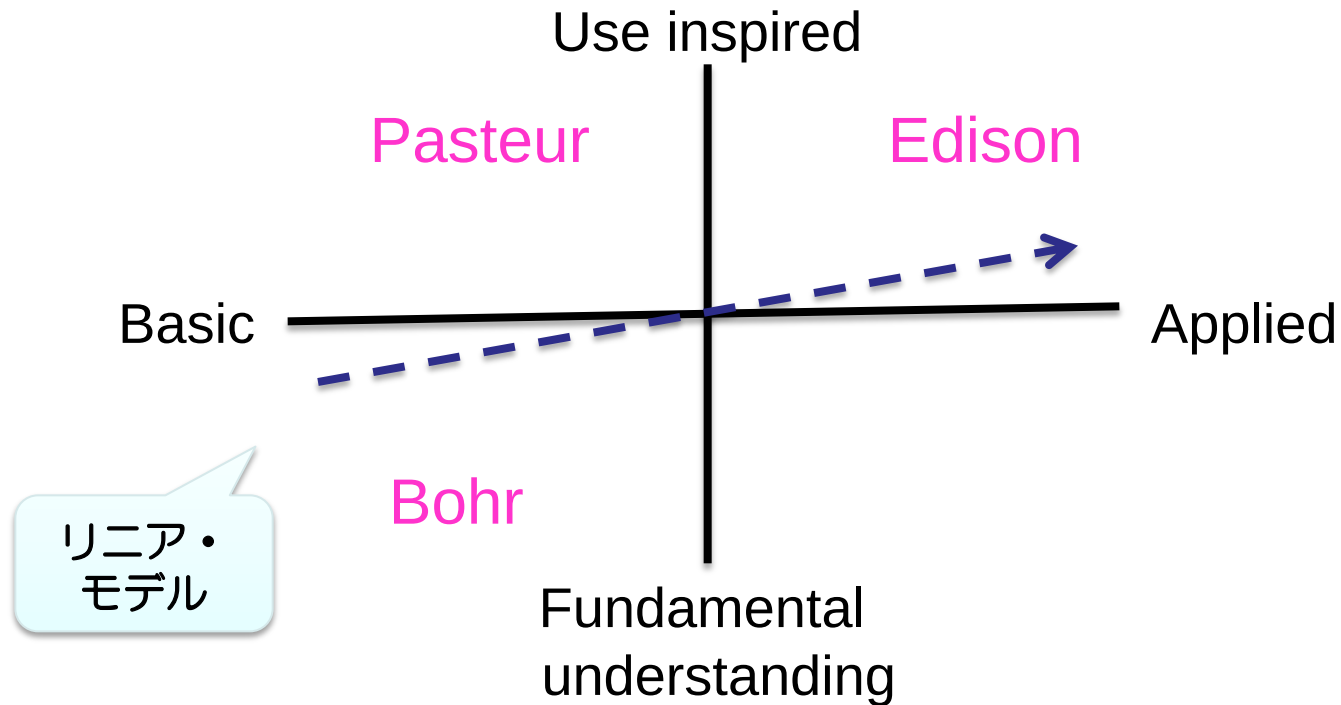
イ) 研究資金の出所が軍事関連機関である研究

ウ) 研究成果が軍事的に利用される可能性がある研究、等

「基礎研究であれば一律に軍事的安全保障研究にはあたらないわけではなく、軍事利用につなげることを目的とする基礎研究は軍事的安全保障研究の一環であると考えられる。」（「報告」案）

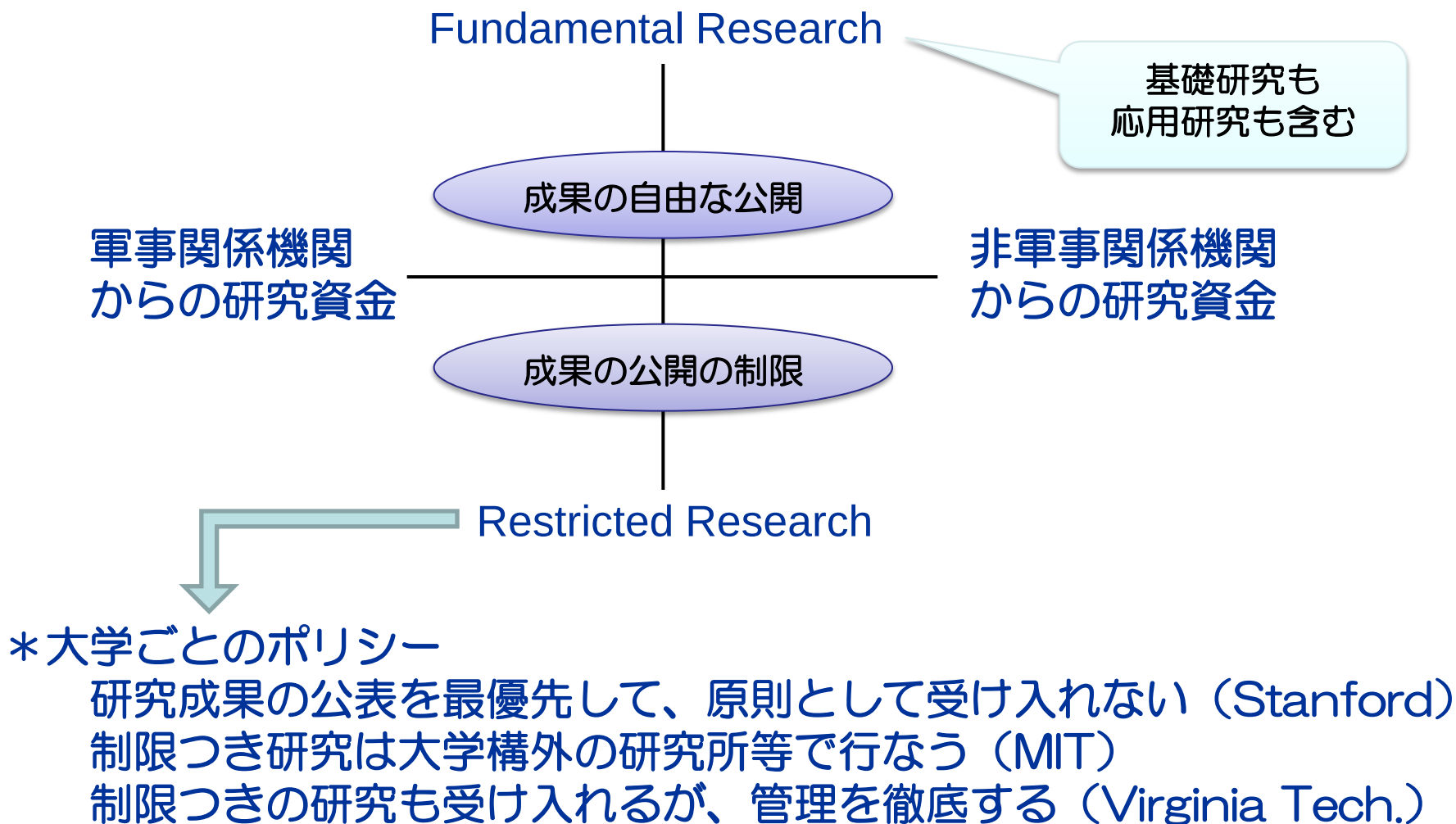
「範囲が広く、どこまで含まれるか判断が特に難しいのはウ) のカテゴリーであり、慎重な対応が求められる。」
（「報告」案）

研究の性格についての整理



* 基礎研究だから応用（軍事研究）とは無縁、とは言えない

アメリカにおける研究資金と成果の公開性



②「学術の健全な発展」のための「研究の自主性・自律性」
とくに「研究成果の公開性」にわたる「軍事的安全保障
研究」の問題性

＊秘密保持を本性とする〈軍事〉と公開性を本性とする
〈学術〉とのあいだの緊張関係についての認識が基本

「軍事的安全保障研究を導入することで、大学等における海外の研究者や留学生等との国際的な共同研究に支障が出ないか、自由で開かれた研究環境や教育環境が維持できるか、学生や若手研究者の進路が限定されないか等の懸念もある。」（「報告」案）

③当面の焦点は防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」であるが、この制度の修正、別の制度の形成、アメリカを含む外国資金による研究など、あらゆる場合に適用されるべき基本的な考え方を示している。

＊総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）の動き

- ・ 第5期科学技術基本計画（2016.4～）
「国家安全保障上の諸課題への対応」
- ・ 「政府の科学技術政策において、デュアルユース技術の開発を推進すべきである。こうした観点から、総合科学技術・イノベーション会議との連携を図り、革新的かつ非連続的な技術開発を行うImPACT〔革新的研究開発推進プログラム〕を拡充・強化するなどの取組みを進めるべきである。」（日本経団連、2015.9.15）
- ・ 「安全保障の観点から科学技術・イノベーションに関与することを目的として、防衛大臣を当該会議の構成員に追加すること。」
（自由民主党政務調査会、2016.5.19）

防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」
(2015年度発足)では、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い。学術の健全な発展という見地から、むしろ必要なのは、科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される民生分野の研究資金の一層の充実である。

①科学者の自由な創意にもとづく科学研究費（科研費）とは異なる、政府による委託研究としての「安全保障技術研究推進制度」

＊PD（プログラム・ディレクター）、PO（プログラム・オフィサー）による進捗管理

＊知的財産権保護の観点からの公開の制限

しかし、委託研究に特徴的なこれらの点だけでは説明できない

とくに、PD・POは防衛装備庁の職員

②「軍事的安全保障研究」のための制度としての「安全保障技術研究推進制度」

＊「研究者の自由な発想」にもとづく「挑戦的基礎研究」が目的であり、「対象研究を決める際、防衛装備品への応用可能性は評価項目に入れていない。」（平澤安全保障研究技術研究推進委員会委員長、「東京大学新聞」2017.4.4）

＊「今回の研究については、要素技術ということでございますので、例えばジグソーパズルのピースの一つについて要素的に研究していただくというようなものでございます。我々が考えている装備品というのは、ジグソーパズルの完成版というふうにお考えいただければと思いますが、ほんの一部についての研究と御理解ください。」（防衛装備庁技術戦略部技術振興官、2017.11.18）²⁰

研究成果は、時に科学者の意図を離れて軍事目的に転用され、攻撃的な目的のためにも使用されるため、まずは研究の入り口で研究資金の出所等に関する慎重な判断が求められる。大学等の各研究機関は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである。学協会等において、それぞれの学術分野の性格に応じて、ガイドライン等を設定することも求められる。

- ①研究の適切性については、科学者本人が判断するだけではなく、大学等の各研究機関等が責任をもって判断すべきである
- *このことを「学問の自由の侵害」と考えるべきではない
 - *大学等は「施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任を負う」

- ②審査制度の設計は、各大学等の自治的判断に委ねられる
- *人権・平和・福祉・環境などの普遍的価値やそれぞれの機関の倫理規定等の定める基本的理念との整合性
 - *資金の出所等を根拠として類型的に判断するという方法
個々の場合に即して判断するという方法
 - *「まずは研究の入口で」
 - 研究の過程と結果については無関心でよい、ということではない

③学協会等によるガイドライン

＊何が問題になりうるのか、どのように判断すべきかについて、「それぞれの学術分野の性格」に応じて、より具体的に考える必要がある。

＊人文・社会科学も無縁ではない。

・例えば

心理学（特殊な状況下での人間心理の研究）

社会学（自衛官を対象とする調査）

地域研究（中東地域の政治情勢）

研究の適切性をめぐっては、学術的な蓄積にもとづいて、科学者コミュニティにおいて一定の共通認識が形成される必要があり、個々の科学者はもとより、各研究機関、各分野の学協会、そして科学者コミュニティが社会と共に真摯な議論を続けて行かなければならない。科学者を代表する機関としての日本学術会議は、そうした議論に資する視点と知見を提供すべく、今後も率先して検討を進めて行く。

いくつかの疑問について

「安全保障技術研究推進制度」に対する「廃止」 「禁止」などの態度が不明確ではないか？

- ①日本学術会議は政府に対する勧告権も持っており、「廃止」を求めることも、制度上は不可能ではない。

「〔科学技術基本〕法における『科学技術』の用語を『科学・技術』に改正し、政策が出口志向の研究に偏るという疑念を払拭するとともに、法第1条の『人文科学のみに係るものを除く。』という規定を削除して人文・社会科学を施策の対象とすることを明らかにし、もって人文・社会科学を含む『科学・技術』全体についての長期的かつ総合的な政策確立の方針を明確にすること」（2010.8.25勧告）

しかし、日本学術会議（検討委員会）の内部にある多様な見解を考慮すれば、「廃止」で大方の一致を見ることは困難。²⁶

「安全保障技術研究推進制度」に対する「廃止」 「禁止」などの態度が不明確ではないか？

②日本学術会議の見解は、「科学者の代表機関」としての科学者コミュニティおよび（政府を含む）社会に対するメッセージである。その意味は重いが、科学者個人や大学・学協会等に対する強制力をもっているわけではない。

＊日本学術会議が何よりも依拠するのは、科学者としての熟慮にもとづく“議論の力”であって、“法的権限”ではない。

＊大学・学協会等は、日本学術会議のメッセージをどのように受け止めるかについて自主的に判断し、必要があれば、その判断について社会的に説明することが期待される。

「安全保障技術研究推進制度」に対する「廃止」「禁止」などの態度が不明確ではないか？

③しかし、「安全保障技術研究推進制度」は「問題が多い」という「声明」のメッセージは明確である。

＊防衛装備庁の12.22「お知らせ」にもかかわらず、「問題が多い」という評価は変わっていない。

＊「自衛目的」であれば、「攻撃的」でなければ許容される、という見解は採用されていない。

「軍事的安全保障にかかわる技術研究の内部で、自衛目的の技術と攻撃目的の技術とが区別でき、自衛目的の技術研究は認められるとの意見があるが、自衛目的の技術と攻撃目的の技術との区別は困難な場合が多い。」（「報告」案）

＊軍事研究に肯定的なメディアも、そのような理解を前提に「声明」を批判している。

「研究成果が軍事的に利用される可能性がある研究」 はすべていけないのか？

- ①「民生的研究と軍事的安全保障研究との区別が容易でないのは確かである。それは科学技術につきまとう問題である。」（「報告」案）
- ②「科学者自身の意図の如何に拘わらず科学の成果が戦争に役立たされる危険性を常に内蔵している。その故に科学者は自らの研究を遂行するに当たって、絶えずこのことについて戒心することが要請される。」（67年声明）という意味で、「慎重な対応が求められる」（「報告」案）として注意を喚起している。

大学だけが軍事研究をしなければよいのか？

異なる立場からの2つの問い

＊大学だけが手を汚さなければよいのか？

＊大学さえ軍事研究を拒否すれば戦争を防げるのか？

- ①「学術の中心」（学校教育法）としての大学が「軍事的安全保障研究」について独自の原則にもとづいて行動することは、「学術の健全な発展」を「通じて社会からの負託に応える社会に対する責任」（「声明」）をはたすゆえんであり、このことに対する社会の理解と支持を得る必要がある。

大学だけが軍事研究をしなければよいのか？

②「このような知的活動を担う科学者は、学問の自由の下に、特定の権威や組織の利害から独立して自らの専門的な判断により真理を探究するという権利を享受すると共に、専門家として社会の負託に応える重大な責務を有する。特に、科学活動とその成果が広大で深遠な影響を人類に与える現代において、社会は科学者が常に倫理的な判断と行動を為すことを求めている。」（日本学術会議「科学者の行動規範」前文）

＊どのような組織に所属していても、〈科学者〉である以上、このような規範の下に置かれていることに対する自覚が求められる。ただし、現実には、所属する組織の性格に応じた判断をせざるをえないこともあるだろう。

＊日本学術会議はそのような〈科学者〉を想定し、代表している。

大学だけが軍事研究をしなければよいのか？

③科学者は、〈軍事〉と〈学術〉との多様で、変化しつつある動向に常に注意を払い、「社会と共に真摯な議論」をつうじて、平和の構築に貢献する必要がある。

- ＊「軍事的安全保障」をめぐる現実のリアルな認識

- ＊兵器システムにおける科学・技術の役割

 - 破壊体＋発射体＋運搬体＋運用体＝軍事的ポテンシャル

- ＊研究費の多様な流れ

- ＊以上を踏まえた倫理的判断

50年声明・67年声明から前進しているのか？

①かつての声明は、それをどう受け止め、生かすかについては大学・学協会等に委ねられ、日本学術会議としては「出っぱなし」になっていた。その結果、〈軍事〉と〈学術〉との接近というその後の事態の進行に対応することができていなかった。

②「2017声明」は、大学等の研究機関と学協会等に具体的な対応を求めるとともに、日本学術会議としても検討を持続することを約束している。

その意味で、「声明」は第一歩であり、それが活かされるかどうかは、各大学等や日本学術会議に対する働きかけを含め、社会の運動にかかっている。

科学者の軍事研究拒否声明

三たび確認の重さを感じる

諏訪 兼位

(朝日歌壇、2017.4.3)